

## 五月ヶ丘集会所使用管理運営要領

### 1（目的）

この要領は、福田五月ヶ丘自治会所有に係る集会所の使用についての管理、運営の万全を図ることを目的とする。

### 2（集会所の使用）

集会所は、当自治会の行う諸行事、会員の行うグループ活動等、会員紹介による部外者の活動及び業者の展示会に使用する。

### 3（責任者及び申込みの時期並びに方法）

集会所の運営は、自治会執行部が行い、責任者を総務部長とする。

集会所を使用しようとする者は、電話等により5日前までに総務部長に申込みをするものとする。

### 4（会計）

集会所の会計は、自治会一般会計において経理する。

### 5（使用料）

当分の間、下記のとおりにさだめる。自治会諸行事及び会員の行う営利目的でないグループ活動は、無料とする。

| 区 分   | 2時間まで |        | 2時間超過、1時間毎に |
|-------|-------|--------|-------------|
| 会 員   | 400円  |        | 200円        |
| 非 会 員 | 600円  |        | 300円        |
| 業 者   | 半日    | 5,000円 |             |
| 冠婚・葬祭 | 1日    | 5,000円 | 通夜、葬儀       |

#### （管理人）

必要に応じて、有料の管理人を置くことができる。

手当については、別に定める。

平成3年4月21日制定

令和5年4月23日最終改正（使用料については、令和5年4月1日より適用する。）